

第2章 重点的・優先的に取り組む施策（九つの戦略的プラン）

1 新たな課題の解決に向けた施策の方向性と戦略的プラン

第1章の3で明らかにした新たな課題に対応するため、以下の三つの方向性に即した施策の充実を図り、「食品の安全を確保し、食に対する都民の信頼を確保する」ことを目指します。

今後、これら三つの方向性に沿った具体的施策を、重点的・優先的に取り組むべき戦略的プランとして位置づけ、これらの戦略的プランの実施により、本計画の実施期間である5か年の間に具体的な成果が得られるよう、施策の着実な推進を図ります。

施策の方向性 1

事業者のコンプライアンス意識を高め、自主管理向上のための施策の充実を図る。

戦略的プラン 1 GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

戦略的プラン 2 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

施策の方向性 2

健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る。

戦略的プラン 3 緊急時における危機管理体制の整備

戦略的プラン 4 食品安全に関する情報収集と評価

戦略的プラン 5 「健康食品」による健康被害の防止

戦略的プラン 6 輸入食品の安全確保対策の充実

施策の方向性 3

食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る。

戦略的プラン 7 食物アレルギーに関する理解の促進

戦略的プラン 8 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

戦略的プラン 9 食に関するリスクコミュニケーションの充実

2 九つの戦略的プランの具体的な取組

各戦略的プランで都が取り組む具体的な施策を次ページから示します。

【戦略的プラン1】

GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

農産物の生産工程の管理や、生産情報を積極的に提供する事業者の取組を支援し、農産物の安全確保と都民が安心して商品を選択できる環境づくりに取り組みます。

(1) GAPの推進 新規

GAP¹⁴ (Good Agricultural Practice) とは、農産物を生産する際に、工程ごとにチェック項目を決め、確認・記録しながら作業を進めることにより生産工程を管理する手法です。

都は、より安全で安心できる東京産農産物の安定的な供給と、都民とともに育む東京農業の持続的発展を図るため、農薬使用の記録など基礎的な事項に関して汎用性の高いGAP手法のモデルである東京版GAPを策定しています。

東京版GAPなどGAP手法の導入を推進することにより、東京産農産物の安全確保を図ります。



【GAP普及リーフレット】

(2) 生産情報提供食品事業者登録制度の推進

生産情報提供食品事業者登録制度¹⁵は、食品の生産情報を積極的に提供している事業者を登録し、都が広く公表する制度です。この制度を推進することにより、事業者の取組を促進し、都民が生産情報を容易に活用できる環境づくりを進めます。

➤ 事業者登録の推進

説明会や業界紙等を通じて、都内に出荷している全国の生産者・製造者に制度を普及し、登録事業者数を拡大します。

¹⁴ GAP : 51 ページ参照

¹⁵ 生産情報提供食品事業者登録制度 : 60 ページ参照

➤ 他県等の制度との連携

同様の制度を設けている生産者団体や他自治体の制度との連携を進め、事業者の取組や制度の拡大を図ります。

➤ 制度のPR

イベントやホームページ、パンフレット等を活用し、より一層多くの事業者や都民へ制度を普及します。

➤ 制度の信頼性確保

外部委員を含めた登録審査会を開催し、登録申請事業者の取組内容を確認します。

また、登録後の事業者について、生産情報の記録とその保管状況の現地調査や、情報の提供状況を随時調査し、制度の信頼性を確保します。



【生産情報提供食品登録マーク】

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) GAPの推進	GAPの考え方の普及		GAP導入の推進			GAPの普及
(2) 生産情報提供食品事業者登録制度の推進						制度の普及
▶ 事業者登録の推進	説明会や業界誌等により都内に出荷する全国の事業者に普及					
▶ 他県等の制度との連携	同様の制度との連携					
▶ 制度のPR	イベント、HP、パンフレット等による制度の普及					
▶ 制度の信頼性確保	外部委員を含めた登録審査会の開催					

【戦略的プラン2】

事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

事業者のコンプライアンス意識の向上と自主的な衛生・品質管理の取組を支援し、都民の食に対する信頼の確保に取り組みます。

(1) 事業者のコンプライアンス意識向上支援 新規

事業者のコンプライアンス意識を高め、自主的に行う食品安全の推進体制づくりを支援します。

➤ セミナーの開催

衛生・品質管理体制の整備や顧客対応などについてのセミナーを開催し、事業者の意識や危機管理対応能力の向上を図ります。

➤ 事業者の取組を紹介するサイトの充実

自社製品に関する情報開示や消費者との意見交換など、積極的な対応を行っている事業者の様々な工夫や先進的な活動の内容を広く紹介するサイトを充実し、他事業者に取組を促すとともに、こうした取組に対する都民の理解を促進します。

(2) 食品衛生自主管理認証制度の普及

食品衛生自主管理認証制度¹⁶は、事業者が自主的に行っている衛生管理の取組を都が定める基準に基づいて民間の指定審査事業者が認証する制度です。この制度を普及することにより、事業者の取組を促進し、営業施設全体の衛生水準の向上を図ります。

➤ 事業者への制度の普及

制度に関する説明会やホームページ、パンフレット等を活用し、広く事業者に制度の周知を図るとともに、認証取得に必要な衛生管理マニュアルの作成に関するセミナーを開催するなど、技術的支援を行い、事業者の認証取得を促します。

また、都内に流通する食品を製造している都外の事業者にも働きかけるほか、他自治体との連携を通じて制度の普及を図ります。



【認証マーク】
認証施設に掲示

¹⁶ 食品衛生自主管理認証制度：58 ページ参照

➤ 都民への制度の周知

制度を紹介するパンフレットの配布や認証施設を公表するホームページを通じて、より多くの都民へ制度を周知することにより、事業者の認証取得への意識を高めます。

➤ 制度の信頼性確保

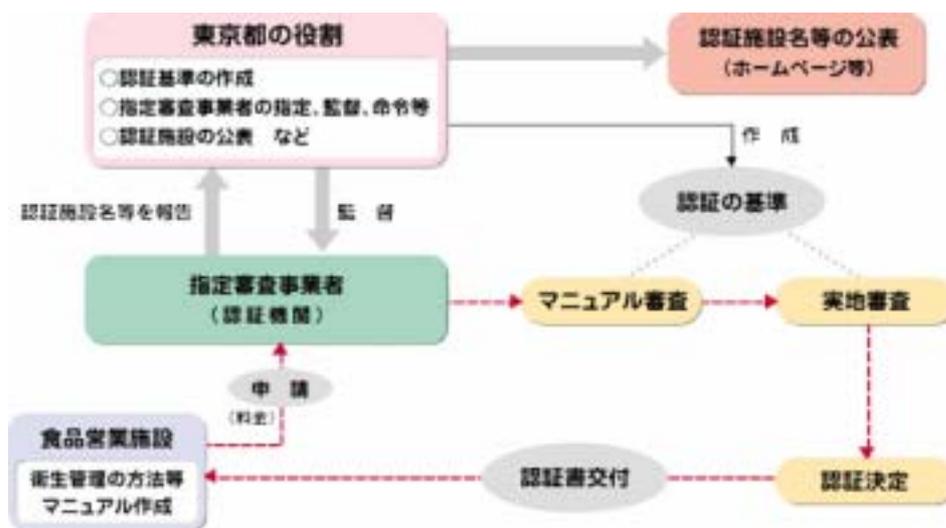
認証の審査業務を行う指定審査事業者に対して、審査員のスキルアップのための講習会を開催するなど、適正な審査が行われるよう技術的支援を行います。

また、外部監査を定期的実施し、制度の信頼性を確保します。



【認証取得シール】
認証を取得した施設の
製品や配送車などに貼付

自主管理認証制度の仕組み



事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 事業者のコンプライアンス意識向上支援						事業者のコンプライアンス意識の向上
▶ セミナーの開催		セミナーの開催、普及啓発資料の作成		啓発資料を用いた普及啓発		
▶ 事業者の取組を紹介するサイトの充実		事業者の取組を紹介するサイトの検討・導入		サイトの運用		
(2) 食品衛生自主管理認証制度の普及						食品衛生自主管理認証制度の普及
▶ 事業者への制度の普及		事業者向け説明会、HP、パンフレット等による普及				
▶ 都民への制度の周知		パンフレット配布やHPによる周知				
▶ 制度の信頼性確保		指定審査事業者に対する講習会及び定期的な監査の実施				

【戦略的プラン3】

緊急時における危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生時に、迅速に被害拡大防止策を講じることができるよう、危機管理体制を充実します。

(1) 関係機関との連携強化

関係機関との連携を強化し、被害の拡大防止を図ります。

➤ 食品安全対策推進調整会議¹⁷の運営

生産から消費に至る食品流通の各段階において迅速に被害の拡大防止を図るため、庁内の関係各局で組織する食品安全対策推進調整会議を通じて緊密に情報を共有し、連携体制を強化します。

また、緊急時には、緊急連絡会議を招集して対策を検討し、庁内各局が連携して迅速・的確に健康被害の拡大防止を図ります。

➤ 国、関係自治体との連携

食品の流通が広域化している現状を踏まえ、首都圏食中毒防止連絡会¹⁸などの組織を活用して国や他自治体と定期的に情報を共有し、連携体制を強化します。

また、緊急時には速やかに連絡調整、連携協力し、健康被害の拡大防止を図ります。

➤ 警察等関係機関との連携

食品への薬物混入のように事件性が強く疑われる場合など、食品衛生担当部局だけでは対応することが困難な事案について、警察などの関係機関と連携して的確に健康被害の拡大防止を図ります。

(2) 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施

緊急時を想定した訓練や対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化します。

➤ 関係職員の訓練

食中毒発生時の情報収集、調査等の処理手順・技術的手法についてまとめた「食中毒調査マニュアル」などに基づき、保健所の食品衛生監視員¹⁹を中心とした関係職員の訓練を実施し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ります。

¹⁷ 食品安全対策推進調整会議：57 ページ参照

¹⁸ 首都圏食中毒防止連絡会：54 ページ参照

¹⁹ 食品衛生監視員：57 ページ参照

➤ 中央卸売市場における訓練

中央卸売市場における食品事故等の未然防止や発生時の応急対策をまとめた「食品危害対策マニュアル」に基づき、安全・品質管理者²⁰による机上訓練を実施し、食品の流通拠点である市場での緊急時における迅速かつ適切な対応を図ります。

(3) 緊急時の情報の収集・発信

緊急時の情報発信を効果的に行うため、想定されるリスクについて、あらかじめその種類や特性に応じて情報収集先をリスト化し、緊急時に迅速に情報を収集できるよう備えます。

また、情報を発信する際には、項目リストを活用して発信内容のチェックを行うとともに、健康への影響に関する情報など、緊急時に都民や事業者伝えるべき内容を的確にわかりやすく発信し、健康被害の拡大防止を図ります。

(4) 健康危機管理センター（仮称）の整備 新規

都における新たな健康危機管理の中核拠点となる健康危機管理センター（仮称）を平成24年度に開設し、情報の収集・分析・発信機能の拡充など、食に関する健康危機管理機能の強化を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 関係機関との連携強化 ▶ 食品安全対策推進調整会議の運営 ▶ 国、関係自治体との連携 ▶ 警察等関係機関との連携		定期的な情報共有、緊急時における連携				緊急時における関係機関との連携
		定期的な情報共有、緊急時における連携				
		緊急時における連携				
(2) 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施 ▶ 関係職員の訓練 ▶ 中央卸売市場における訓練			定期的な机上訓練の実施			緊急時における迅速かつ適切な対応
			定期的な机上訓練の実施			
(3) 緊急時の情報の収集・発信						緊急時における迅速かつ正確な情報発信
(4) 健康危機管理センター(仮称)の整備		食に関する健康危機管理機能の強化				健康危機管理体制の整備
			平成24年4月 センター開設			

²⁰ 安全・品質管理者：50 ページ参照

【戦略的プラン 4】

食品安全に関する情報収集と評価

食品の安全に関する様々な情報を収集・分析して科学的知見に基づいて評価し、その結果を施策に反映することにより健康への悪影響を未然に防止します。

(1) 海外情報など食品安全に関する情報の収集 新規

輸入食品による事件・事故など予測困難な事例等に備え、海外情報の分析に基づく重点的な試験検査法の整備や、都内に流通する食品を対象に先行的な調査を進めるため、より幅広く海外情報を収集・分析・整理し、重要度の高い情報を的確に把握する仕組みを強化します。

(2) 食品の有害化学物質汚染調査の実施

都内に流通する食品や東京湾産魚介類などについて、メチル水銀²¹、PCB²²、有機スズ化合物²³、ダイオキシン類²⁴等の有害化学物質による汚染実態調査を行うなど、食品の安全に関する情報を継続的に収集・解析します。

(3) 食品安全情報評価委員会による評価

学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会²⁵において、各種の調査で得られた情報や収集した学術情報、海外情報について、その信頼性や都民に対する情報提供の必要性などを評価し、より分かりやすく的確に都民に情報を発信します。

(4) 消費生活条例に基づく調査等の活用

消費生活条例²⁶に基づいて実施する商品等の安全性や危害に関する調査について、食品に関連する結果を広く情報提供し、危害の未然防止を図ります。

²¹ メチル水銀：66 ページ参照

²² PCB：65 ページ参照

²³ 有機スズ化合物：66 ページ参照

²⁴ ダイオキシン類：61 ページ参照

²⁵ 食品安全情報評価委員会：56 ページ参照

²⁶ 消費生活条例：55 ページ参照

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 海外情報など食品安全に関する情報の収集	海外情報の幅広い収集・整理					収集した情報を監視・検査等へ活用
(2) 食品の有害化学物質汚染調査の実施	メチル水銀、PCB、有機スズ化合物などの化学物質を対象に調査					有害化学物質の汚染調査結果の集積・解析、都民への公表
(3) 食品安全情報評価委員会による評価						食品安全に関する情報を分かりやすく都民に提供
(4) 消費生活条例に基づく調査等の活用						食品等に係る安全性に関する調査を適宜実施

都では、食品安全情報評価委員会の評価に基づき、これまで様々な普及啓発資材を作成してきました。

【これまで作成したものの例】

リーフレット、パンフレット

「ちょっとまって！お肉の生食（保護者向け）」（右図）

「正しく知ろう！生肉の取扱い（事業者向け）」

「知っておきたい毒キノコ」

「防ごう！ノロウイルス食中毒」

「健康食品ウソ？ホント？」

ホームページ

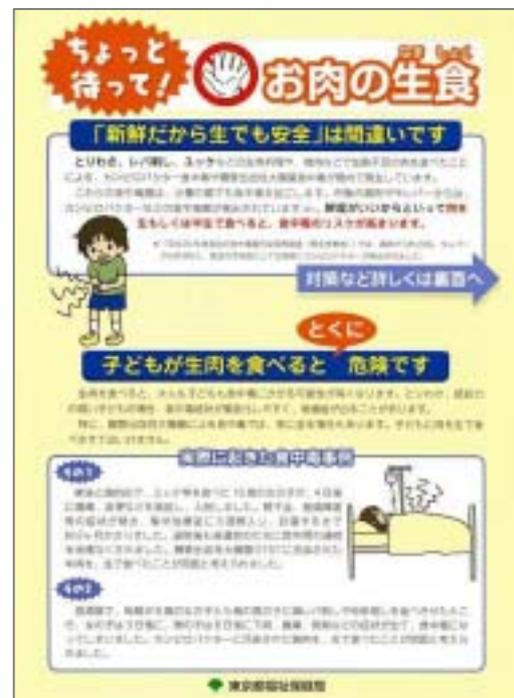
「シナモンを含むサプリメントの過剰摂取にご注意」

「魚を食べたらじんましんが...～ヒスタミンによる食中毒～」

リーフレットやパンフレットは、お近くの保健所や下記ホームページで入手することができます。

東京都福祉保健局ホームページ「印刷物・パンフレットのページ（食品安全）」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/koho/shokuhin/pamphlet/index.html>



【戦略的プラン5】

「健康食品」による健康被害の防止

都民に広く利用されている「健康食品」の安全を確保するとともに、正しい利用方法の普及啓発を進め、「健康食品」による健康被害の防止を図ります。

(1) 市販品に対する監視指導

店頭やインターネット等を通じて販売されている市販品の試買調査を実施し、内容成分や表示事項の確認を行い、法令に違反する製品を市場から排除します。

(2) 健康被害事例専門委員会による情報の分析・評価

社団法人東京都医師会、社団法人東京都薬剤師会と連携して「健康食品」²⁷との関連が疑われる健康被害情報を効率的に収集します。

収集した情報は、学識経験者で構成される健康被害事例専門委員会²⁸において分析、評価し、必要に応じて医療機関等に情報提供することで「健康食品」による健康被害の拡大防止を図ります。

(3) 健康食品取扱事業者講習会の開催

「健康食品」の製造・輸入・販売等を行う事業者を対象に、定期的に講習会を開催し、食品衛生法や薬事法²⁹等、「健康食品」に関係する法令の内容や違反事例などを周知することにより、事業者の意識の向上を図ります。

(4) 都民への普及啓発

「健康食品」の正しい利用方法などについて、講習会、DVD、広報誌などを活用して広く普及啓発するとともに、「健康食品」に関する情報を掲載したサイト「健康食品ナビ」を通じて最新の注意情報などを随時発信し、「健康食品」による健康被害の未然防止を図ります。

²⁷ 「健康食品」：52 ページ参照

²⁸ 健康被害事例専門委員会：53 ページ参照

²⁹ 薬事法：66 ページ参照

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 市販品に対する監視指導	市販品の試買調査による内容成分・表示事項の検査					法令に違反する製品の排除
(2) 健康被害事例専門委員会による情報の分析・評価	健康被害情報の分析、評価及び医療機関等への情報提供					医療機関等への迅速な情報提供
(3) 健康食品取扱事業者講習会の開催	定期的な講習会の開催による法令の周知					「健康食品」を取り扱う事業者への法令の周知徹底
(4) 都民への普及啓発	HP「健康食品ナビ」や講習会、DVD、広報誌等を活用した情報提供					「健康食品」に関する情報提供の充実

都は、平成16年から、「健康食品」に関するサイト「健康食品ナビ」を開設しています。

「健康食品」のなかには、医薬品成分を混入させたものや、これまで一般に食経験のないものが使用されたものなどがあり、「健康食品」を食べたことによる重大な健康被害も報告されています。

「健康食品ナビ」では、「健康食品」について、安全に利用するためのポイントや最新の注意情報、「健康食品」に係わる法律のことなど、多くの情報を掲載しています。

東京都福祉保健局ホームページ「健康食品ナビ」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/index.html>

【戦略的プラン6】

輸入食品の安全確保対策の充実

輸入食品に対する監視指導や検査を充実するとともに、輸入事業者による自主管理の取組を支援し、輸入食品の安全確保を図ります。

(1) 専門監視班による監視

健康安全研究センター内に設置している輸入食品の専門監視班³⁰が、輸入事業者に対し、輸入届出書などの帳票類の管理や食品の保管状況等について、重点的に監視指導を行います。

(2) 輸入食品の検査

輸出国における生産、製造、加工状況や検疫所における違反事例の情報などに基づき適切な検査項目を設定し、日本で使用が認められていない食品添加物や、残留農薬、遺伝子組換え食品³¹、動物用医薬品³²などの検査を効果的に実施して輸入食品の安全確保を図ります。

(3) 検査法の開発

海外で使用されている農薬、食品添加物等の中には日本では検査法が確立されていないものもあるため、それらの検査法を開発し、輸入食品の検査体制を充実します。

(4) 輸入事業者講習会の開催

輸入事業者を対象に違反事例や関係法令に関する最新情報を提供し、事業者の自主的な衛生管理に対する意識の向上を図ります。

(5) 輸入事業者の自主管理推進支援 新規

自主管理に関する点検票を用いて、輸入事業者の事故発生時の対応を含めた管理体制を把握します。その結果に基づき、事業者の取組状況に応じた指導を行い、自主管理の取組を支援します。

³⁰ 輸入食品の監視体制：67 ページ参照

³¹ 遺伝子組換え食品：50 ページ参照

³² 動物用医薬品：62 ページ参照

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 専門監視班による監視	輸入事業者に対する重点的な監視指導の実施					都内に流通する輸入食品の安全確保
(2) 輸入食品の検査	食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品、動物用医薬品等の検査実施					
(3) 検査法の開発	海外で使用される残留農薬、食品添加物等の検査法の開発					検査法の開発
(4) 輸入事業者講習会の開催	定期的な講習会の開催による最新情報の提供					輸入事業者の自主的な衛生管理の推進
(5) 輸入事業者の自主管理推進支援	事業者の取組状況把握				事業者の取組状況に応じた指導	

輸入食品の自主管理推進事業では、点検票を用いて輸入事業者の管理体制を把握します。

【自主管理推進事業 点検・確認票（抜粋）】

点検・確認票（輸入業）						
調査年月日		年 月 日 (午前・午後 時 分)				
調査者						
No	項目	判断基準			結果	点数
食品等の衛生的な取扱	1 取扱食品に関する情報の把握	取扱食品の分類(別表)に応じた情報の収集 輸入時の自主検査の結果の保管 <状況確認> ・品目毎にファイリングされていること 情報収集や自主検査についての手順書				
	2 輸入時における関係書類の管理	輸入届出書、通関許可書の保管 <状況確認>				
	3 ロット管理等	ロット(輸入日又は期限表示等)ごとの入出荷台帳の整備 <状況確認> ・台帳は、電算台帳でも可				
	4 適切な表示	取扱い食品の表示に関する記録 <状況確認> ・表示見本があれば可 製品の内容成分(イングREDIENT)との整合性がとれているか ・数製品を抽出し、確認する				
従業員の衛生教育	5 従業員の衛生教育	衛生講習会への一年以内の参加記録 ・行政、公益法人、業界団体、衛生管理指導を業務とする企業の食品衛生に関する講習会 参加記録は、受講証、講習会資料等で確認 関係者(関係部署)への情報伝達がされているか <聞き取り確認> ・関係部署への資料回覧でも可				
衛生管理体制	6 苦情処理	苦情処理に関する手順書 ・処理経過の記録及び社内報告体制(処理票に決裁欄があれば可) ・行政への連絡方法 苦情処理に関する記録 ・過去に事例がある場合				
	7 製品の回収方法	製品の回収に関する手順書 ・事故発生時の社内連絡及び回収の意思決定体制 ・取引先への連絡体制 ・行政への連絡方法 ・関係書類の保管 回収に関する記録 ・過去に事例がある場合 共に ×の場合のみ判定 手順書はないが、下記のいずれかにより対応体制が整備 ・過去の事例について記録から確認 ・責任者への聞き取りから確認(上司への報告、連絡網等の社内体制)				

【戦略的プラン7】

食物アレルギーに関する理解の促進 新規

保育所等における食物アレルギーに関する正しい知識の普及と理解を促進し、食物アレルギーを持つ子供も安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、アレルギー表示の適正化を推進します。

(1) 保育所等におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成

食物アレルギーを持つ子供の日常生活の管理や、食物アレルギーの症状が起きた時の対応等について、保育所、幼稚園、学校等の教職員等に対する研修を行うことで、アレルギー性疾患の基礎的な知識を普及し、食物アレルギーを持つ子供も安心して生活できる環境づくりを進めます。

(2) アレルギー表示に係る検査体制の整備 新規

食品衛生法に基づき表示が義務付けられている特定原材料（小麦、そば、落花生、乳、卵、えび、かに）について検査体制を整備し、表示の適正化を図ります。

➤ 検査法の改良

ビスケットなど高温で加熱された食品や、油脂分の多いチョコレートなど、検査が難しい食品についても対応できるよう検査法を改良し、検査対象の拡大を図ります。

➤ えび・かにの検査法の検討

平成 20 年から新たにアレルギー表示が義務付けられた「えび」、「かに」の検査について、実際の食品へ応用できるよう検査法を確立します。

(3) 食品製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導 新規

食品製造段階でのアレルギー物質の混入防止について、モデル事業として検討を行い、その結果をもとに、食品製造施設への技術的支援を進めることにより、意図しないアレルギー物質の混入防止を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 保育所等におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成	子供のアレルギー相談実務研修等の実施					アレルギー相談等に係る人材の資質向上
(2) アレルギー表示に係る検査体制の整備						適正なアレルギー表示の推進
▶ 検査法の改良						
▶ えび・かにの検査法の検討	検査法の検討		えび・かにの検査			
(3) 食品製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導	モデル事業の実施		モデル事業の結果を踏まえた監視指導の実施			食品製造施設におけるアレルギー物質混入のリスクの低減

都では、食物アレルギーについて理解を深め、食物アレルギーを持つ子供に対応する際に活用していただくために、各種パンフレットを作成しています。

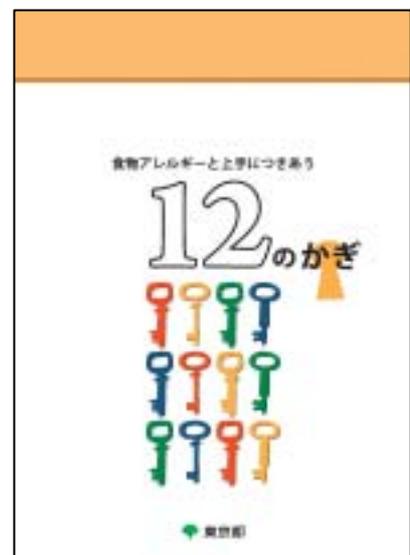
ホームページからダウンロードすることもできます。

東京都福祉保健局ホームページ

「東京都アレルギーホームページ」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/>

[kankyo_eisei/allergy/allergy/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo_eisei/allergy/allergy/index.html)



【戦略的プラン 8】

食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

食品表示の科学的な検証や事業者の意識の向上を図ることにより適正な表示を推進するとともに、都民に正しい知識を普及し、食品を合理的に選択できる環境づくりを進めます。

(1) 適正表示推進者の育成

食品の製造者、輸入者、販売者を対象として、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、適切な表示を推進する核となる人材の育成を支援します。

➤ 適正表示推進者育成講習会の開催

食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法³³など、多岐に渡る食品表示の法令規定を周知するとともに、具体的な表示事例を用い、食品表示に関する実践的な知識を付与することで表示の適正化を進めます。

➤ フォローアップ講習会の開催

適正表示推進者育成講習会の受講者を対象に、制度改正などの最新情報を継続的に提供し、事業者の食品表示に関する知識の向上を図ります。

(2) 食品表示に関する正しい知識の普及

食品表示に関する調査を行う消費生活調査員³⁴を広く都民から公募し、調査員の活動を通じて、地域における食品表示への理解の促進を図ります。

また、都民を対象とした学習会などを活用して食品表示に関する正しい知識を普及することにより、都民が食品に対する理解を深め、合理的に商品を選択できる環境づくりを進めます。

³³ 景品表示法：51 ページ参照

³⁴ 消費生活調査員制度：55 ページ参照

(3) 食品表示の科学的検証

米の品種や食肉の畜種など、外見だけでは見分けることが困難な食品表示の適否について、DNA分析などの科学的手法による検証を行い、表示の適正化を進めます。

(4) 関係機関との連携

不適正な食品表示に対する監視の強化を図るため、東京都食品表示監視協議会³⁵を通じて警視庁や農林水産省などと定期的に情報共有や意見交換を行い、連携体制を強化します。

また、食品表示を一元的に所管する消費者庁をはじめ、国や他自治体などとも連携し、適正表示の推進を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 適正表示推進者の育成	食品の製造者、輸入者、販売者を対象とした適切な表示を推進する核となる人材を育成する講習会の開催					適正な表示の推進
▶ 適正表示推進者育成講習会	食品衛生法、JAS法等の食品表示の関係法令規定を網羅した講習会の開催					
▶ フォローアップ講習会	育成講習会受講者を対象としたフォローアップ講習会の開催					
(2) 食品表示に関する正しい知識の普及	消費生活調査員による食品表示の調査活動 都民を対象とした表示学習会の開催					都民への表示の知識の普及
(3) 食品表示の科学的検証	DNA分析等の科学的手法による食品表示の検証の実施					適正表示の確認
(4) 関係機関との連携	東京都食品表示監視協議会の開催					関係機関との連携体制の強化

³⁵ 東京都食品表示監視協議会：61ページ参照

【戦略的プラン 9】

食に関するリスクコミュニケーションの充実

都、都民、事業者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、食に関するリスクコミュニケーションを充実します。

(1) 分かりやすい情報の提供

食品の安全に関する情報を分かりやすく提供することにより、食品の安全について都民一人ひとりが正しく理解し、考えることができるような環境づくりを進めます。

➤ ホームページによる情報提供

食品の安全に関するホームページをより使いやすく、見やすいサイトにします。

また、子育て世代向けや子供向け等、対象者別に情報を掲載し、内容を充実します。

➤ 啓発資材による情報提供

パンフレットやDVDなどの啓発資材を作成するとともに、定期的に発行する情報誌を活用するなど、様々な機会をとらえて情報を発信します。

(2) 関係者による活発な意見交換

➤ 都民フォーラムの開催

食の安全をテーマに、都、都民、事業者が一堂に会して様々な視点から意見交換を行う「都民フォーラム」を開催し、相互理解を図ります。

➤ 発信する情報の検証

都が発信している情報について、「食の安全調査隊³⁶」に参加している都民から意見を聴くなど、情報のわかりやすさを検証し、より効果的な情報の提供を図ります。

➤ 卸売市場における消費者事業委員会の開催

東京都中央卸売市場消費者事業委員会³⁷を定期的に開催し、中央卸売市場の機能や役割、食の安全・安心に関する取組みなどについて都民、事業者と活発に意見交換を行い、市場に対する理解と信頼性の向上を図ります。

➤ パブリックコメントの実施

食品衛生監視指導計画³⁸の策定や、施策の審議過程で、パブリックコメントを実施するなど、より多くの都民、事業者の意見を施策に反映します。

³⁶ 食の安全調査隊：55 ページ参照

³⁷ 東京都中央卸売市場消費者事業委員会：62 ページ参照

³⁸ 食品衛生監視指導計画：58 ページ参照

(3) 情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進 新規

都民に情報を伝達する役割を担う関係者と食の安全に関する専門家とを交えた懇談会を開催し、食品の安全性やリスクについての考え方、都民への情報提供のあり方等について意見や情報を交換することにより、食の安全に関するリスクコミュニケーション³⁹の充実を図ります。

(4) 体験型セミナーの開催

子供をはじめ広く都民を対象に、食品添加物や細菌の検査など、様々なテーマの体験型セミナー等を開催し、食の安全に関する科学的知識の普及を図ります。

事業内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
(1) 分かりやすい情報の提供 ▶ ホームページによる情報提供 ▶ 啓発資材による情報提供						食品安全に関する知識の普及
	食品の安全に関するサイトの改善、対象者別の情報の発信 リーフレットなどの普及啓発資材の作成、情報誌による情報提供の充実					
(2) 関係者による活発な意見交換 ▶ 都民フォーラムの開催 ▶ 発信する情報の検証 ▶ 卸売市場における消費者事業委員会の開催 ▶ パブリックコメントの実施						関係者の相互理解の促進
	「食の安全調査隊」などによる、情報のわかりやすさの検証					
(3) 情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進						関係者の相互理解の促進
(4) 体験型セミナーの開催						食の安全に関する科学的知識の普及

³⁹ リスクコミュニケーション：67ページ参照